

令和7年度(2025年度)熊本県農林水産部森林局関係会計年度任用職員

募集案内

1 募集職種

熊本県木材利活用推進嘱託員

2 職務内容

- ① 木材に係る補助金及び委託事業に関する業務
 - ② 木材に係る統計調査に関する業務
 - ③ 林業振興課の広報に関する業務
- (変更の範囲) 雇入れ直後の従事すべき業務と同じ

3 採用予定人数

1人

4 勤務条件

- (1) 職 の 区 分 : 地方公務員法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員の職
- (2) 任 用 期 間 : 令和7年(2025年)7月1日～令和8年(2026年)3月31日
※この任用期間をもって終了し、再度の任用をすることはありません。
- (3) 勤 務 地 : 熊本県庁 林業振興課内 (変更の範囲) 変更なし
- (4) 勤 務 時 間 : 9:00～16:00(週4日)
9:00～15:00(週1日)
※1ヶ月につき20日以内、1週間につき29時間以内
- (5) 休 憩 時 間 : 12:00～13:00
- (6) 休 日 等 : 土、日、祝日
- (7) 休 暇 等 : 年次有給休暇 あり(6ヶ月間継続勤務した場合)
※ その他の有給休暇(公民権行使等)、無給休暇(保育時間等)あり
- (8) 報 酬 等 : ①報酬日額 6時間6,930円～8,317円、5時間5,775円～6,930円
②通勤費用 実費相当額を支給
③期末手当 12月期:最大1.25月
④勤勉手当 12月期:最大1.05月
※1 実際の報酬日額は、上記金額の範囲内において、任用される方の募集職種と同一の公務経験の期間等に応じて決定されます。
※2 報酬等については、条例、人事委員会規則等に基づき、額の決定や支給を行います。(条例、人事委員会規則等が改正された場合は、当該改正を踏まえて額の決定や支給を行います。)
※3 概ね期末手当、勤勉手当の額は、任用期間における報酬の1月当たりの平均支給額(各種手当に相当する報酬の支給額は除く。)に本県会計年度任用職員としての在職期間に応じた月数を乗じた額となります。(勤勉手当は、人事評価の結果も踏まえて支給されます。)
- (9) 社 会 保 険 : 地方公務員等共済組合法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところによる。
- (10) 公務災害等補償 : 地方公務員災害補償法、労働者災害補償保険法、熊本県議会の議員そ

の他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の定めるところによる。

(11) 条件付採用：今回の採用は条件付採用となり、その期間は1月です。その間、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。但し、採用後1か月間の勤務日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで条件付採用期間を延長します。

(12) 地方公務員法の適用

：地方公務員法上の服務に関する規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。

- ・ 服務の宣誓
- ・ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- ・ 信用失墜行為の禁止
- ・ 秘密を守る義務
- ・ 職務に専念する義務
- ・ 政治的行為の制限
- ・ 営利企業への従事等の制限（パートタイム勤務の者を除く）等

(13) 退職に関する事項

：地方公務員法及び熊本県職員の懲戒に関する条例、熊本県職員の分限に関する条例による。

5 受験資格

次の（１）、（２）の両方の要件とも満たす方

(1) 次のア～イのいずれかに該当する方

ア 学校教育法による大学、高等学校において、森林、林業若しくは木材に関する科目を履修していて卒業している方

イ 選考試験（小論文及び面接）を通じて、森林、林業若しくは木材に関する専門知識を有すると確認できる方

(2) パソコンの基本操作技術（ワード、エクセル等）を有する方

※次のいずれかの事項に該当する者は受験できません。

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 熊本県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

6 試験の方法

・ 小論文（1問60分）

・ 個別面接による口述試験

[注意：試験の際に持参するものについて]

- ・ 筆記用具（鉛筆、消しゴム等）
- ・ 時計は、計時機能だけのものに限ります。

7 試験日程等

(1) 日 時：令和7年（2025年）5月19日（月）午前9時から試験開始

(2) 合格発表：令和7年（2025年）5月22日（木）

8 応募方法

- ・ハローワークを通じて募集を行います。
- ・応募者は、令和7年（2025年）5月14日（水）までに、「申込書」、「ハローワークの紹介状」を森林整備課総務班へ、持参又は郵送してください。
- ・持参の場合、受付時間は、平日8:30～17:00までです。
- ・郵送の場合、必ず特定記録郵便としてください。
- ・応募者が5名に達した場合は、上記期間内でも申込みを締め切ります。

9 試験結果の情報提供について

この試験の結果については、以下のとおり情報の提供を求めることができます。

受験者本人が①合格通知書及び②本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を持参の上、提供可能期間中の午前8時30分から午後5時15分までの間に直接提供場所へお越しください。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律により休日とされる日は受付をすることができません。

なお、電話、メール、郵便等による提供の求めに対しては提供できません。

提供を求めることができる人	提供する内容	提供可能期間	提供場所
受験者本人	総合順位及び 総合得点	合格発表の日から 1か月間	森林整備課総務班 (県庁行政棟本館10階)

10 採用方法等

- (1) 合格者については、「熊本県会計年度任用職員候補者名簿」に成績上位の者から順に登載し、令和7年（2025年）7月1日以降、会計年度任用職員の採用が必要な時期に成績の上位者から採用します。
- (2) 合格の有効期間は、合格発表の日から令和8年（2026年）3月31日までとしますが、有効期間内の採用予定者数が合格者数よりも少ない場合は、採用されないこともあります。

【連絡先】〒862-8570

熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

農林水産部森林整備課総務班

電話 096-333-2437